

平成27年度

町の予算書

H27.3.20



おお なん ちょう
邑 南 町

※町の予算や主な事業については、広報おおなん4月号（邑南町ホームページにも掲載しています。）も併せてご覧ください。

目 次

用語について	2
1. 平成 27 年度予算の概要	3
●重点項目	
●各会計の予算額	
●平成 27 年度一般会計 歳入予算	
●平成 27 年度一般会計 歳出予算（性質別）	
●平成 27 年度一般会計 歳出予算（目的別）	
2. 一般会計予算の内訳（歳入）	9
3. 一般会計予算の内訳（歳出）	17
4. 特別会計予算	34

用語について

歳入と歳出

「歳入」と「歳出」はそれぞれ収入と支出の一年間の総額です。収入の一部を支出に充てたときでも、差し引きは行わないのが原則です。

予算と決算

「予算」は「歳入」と「歳出」の見積額のこと、「歳入」の見積額が「歳入予算」、「歳出」の見積額が「歳出予算」となります。「歳入」「歳出」を見積って「予算」にすることを「予算を組む」または「予算をたてる」といいます。

「歳出予算」の限度額は「歳入予算」の額となります。普通「歳出予算」が「歳入予算」と同じ額になるよう予算をたてます。

町の行う様々な事業は「歳出予算」の範囲内で行われます。

「決算」は「予算」に基づき一年間活動した結果、実際に収入、支出した「歳入」、「歳出」の額のことです。「予算」と同様に「歳入決算」、「歳出決算」があります。黒字の場合は繰越金として次年度へ引き継ぎ、赤字の場合は積立金等からその補てんを行います。

会計

「会計」は「歳入」、「歳出」を目的により大きく分類し、他の「会計」に属する金額と混ざらないよう分けたものです。「会計」ごとに「予算」をたてます。

「会計」は次のように分類されます。

1. 普通会計・・・特別の事業目的を持たず、一般的な運営を行う一般会計と、事業会計や公営企業会計に属さない特別会計が属します。
2. 公営事業会計・・・法律で設置が義務づけられている、特定の事業を行う会計です。
3. 公営企業会計・・・公営事業会計のうち、「歳出」を料金収入でまかなうなど、民間企業に近い性質を持つ事業を独立した経理で行うための会計です。

邑南町の会計をこれに従って分類すると次のようになります。

1. 普通会計
 - (ア) 一般会計・・・邑南町の行政の中核となる会計です。特定の目的は持たず、町行政全般を扱います。
 - (イ) 電気通信事業特別会計・・・電気通信事業（ケーブルテレビ事業など）を行うための会計です。
2. 公営事業会計
 - (ア) 国民健康保険事業特別会計・・・国民健康保険を運営するための会計です。
 - (イ) 国民健康保険直営診療所事業特別会計・・・阿須那、井原、日貫の診療所を運営するための会計です。
 - (ウ) 後期高齢者医療事業特別会計・・・後期高齢者医療事業を運営するための会計です。
3. 公営企業会計
 - (ア) 簡易水道事業特別会計・・・簡易水道の給水事業を行うための会計です。
 - (イ) 下水道事業特別会計・・・下水処理事業を行うための会計です。特定環境保全公共下水道、農業集落排水、生活排水の各事業により下水道の整備、管理を行います。

目的と性質

「予算」や「決算」は多くの収入や支出からなりますので、組むときにも分析するときにも収入や支出を分類することが必要になります。この分類は「目的」と「性質」の二つにより行います。

「歳出」は「目的」と「性質」の両方を使って分類します。

「目的」は「何をするのか」（道路を建設する、施設の維持管理を行う、イベントを行うなど）による分類で、大きな方から款、項、そして目で分けます。款と項については、それぞれいくらの「予算」を配分するのか議会で議決を受けなければなりません。款、項、目は法令によりガイドラインが示されていますが、必要に応じて付け加え、または不要なものを削ってよいとされています。

「性質」は款、項、目で分類した「目的」を実現するため「どのような手段をとるのか」（工事を請負に出す、光熱水費を支払う、賃金を支払って人を雇う、使用する物品を購入する、など）による分類で、節により分類します。「歳出」の分類に用いる節は28種類で、法令で定められています。款、項、目とは異なり、付け加えたり削除したりすることはできません。

「歳入」は主に「性質」で分類します。「歳入」の「性質」には税、使用料、国や県の支出金、基金や他の会計からの繰入、地方債（借金）などがあります。分類は款、項などにより行います。

1. 平成 27 年度予算の概要

●重点項目

「誰もが豊かさを実感できるA級のまちづくりへ」

～厳しい財政状況を踏まえ事業の効率化に知恵を絞る～

～事務事業の選択と集中により行財政改善の取組を推進する～

1. 平成 27 年度当初予算における重点項目

(1) 災害の早期復旧と安心・安全なまちづくり

- ・ 8. 24 豪雨災害復旧事業の完了
- ・ 土砂災害対策
- ・ 防災減災活動の推進

(2) 行財政改革への道筋をつける

- ・ 普通交付税の減少に対応するため、事務事業をゼロベースで見直す
- ・ 経常一般財源について、計画的に減額する
- ・ 自主財源の確保に努める

(3) 「日本一の子育て村」「A級グルメ立町」の推進

- ・ 日本一の子育て村推進本部：関連事業の中間評価と対策
- ・ 農商工連携ビジョン（H23～H27）最終年度 目標達成を目指す取り組み
[交流人口：100 万人・定住人口：200 人・起業：5 人]
- ・ 地域を担う人材育成（保育・教育環境の整備）
- ・ 持続可能な社会づくりを目指して若者定住人口の増加を図る
優良町有地の活用推進
人口の社会増に向けた取組の拡充、地域おこし協力隊の定着支援
食の学校の活用、ビレッジプライド事業の具体化
邑南町ならではのライフスタイル発信（半農半X推進など）
進出企業会との連携強化

(4) 所得向上対策

- ・ 変革する農業政策への対応強化
生き残るための農業施策～6次産業化の推進、T P P 対策
販売戦略の拡充、担い手確保対策、農地集積の推進
- ・ 林業振興
木質バイオマス活用、地産地消の推進、販売戦略の拡充、担い手確保
- ・ 商工業の担い手対策

(5) 健康づくり、体力づくりの推進

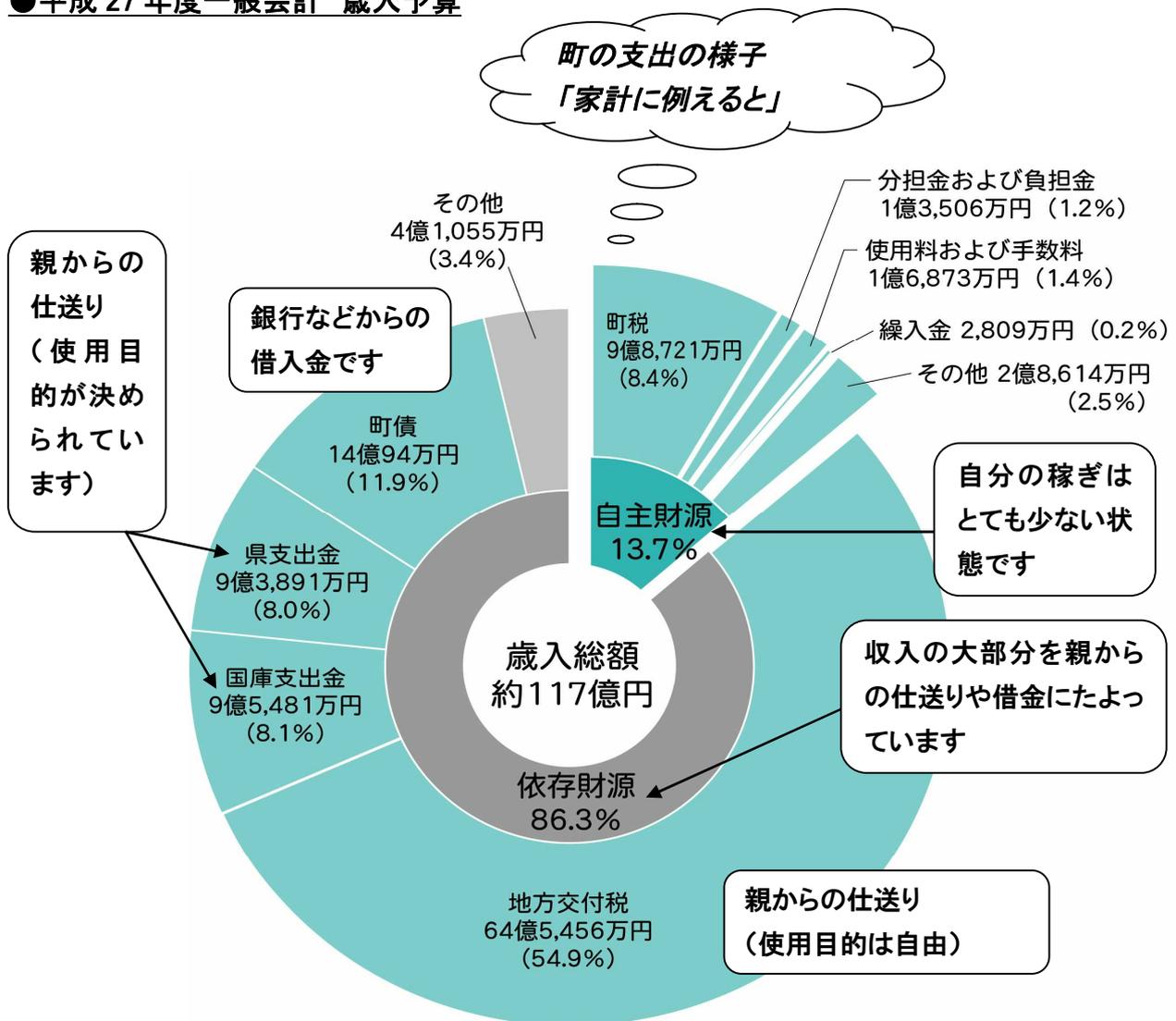
- ・ 医療費の低減につながる予防活動の推進
乳幼児小中高校生の健康づくり
健康に対する意識改革の推進
- ・ 地域医療、福祉機関との連携強化（地域包括ケアシステムの構築）

●各会計の予算額

(単位:万円・%)

会計	平成27年度	平成26年度	比較増減	増減率
一般会計	1,176,500	1,372,500	△ 196,000	-14.3%
特別会計	411,300	402,400	8,900	2.2%
国民健康保険	162,000	145,900	16,100	11.0%
直営診療所	6,400	8,000	△ 1,600	-20.0%
後期高齢者医療	34,900	37,400	△ 2,500	-6.7%
簡易水道	68,800	68,100	700	1.0%
下水道	93,200	97,300	△ 4,100	-4.2%
電気通信	46,000	45,700	300	0.7%
総合計	1,587,800	1,774,900	△ 187,100	-10.5%

●平成 27 年度一般会計 歳入予算



解説

【自主財源】

町が直接集めるお金です。町が金額を自主的に決められることから自主財源と呼ばれます。

- 町税（9億8,720万6千円 対前年度△1,155万7千円） 構成比：8.4%

住民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税など、町に直接納められる税金です。

- 分担金および負担金（1億3,506万3千円 対前年度△1,207万4千円）

構成比：1.2%

町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。学校給食費負担金や保育所入所者保護者負担金、健康診査費の自己負担分などです。[\[災害復旧事業に係る分担金が減っています\]](#)

- 使用料および手数料（1億6,872万6千円 対前年度+358万6千円）

構成比：1.4%

公共施設の使用料と、各種証明書の発行手数料などです。

- 繰入金（2,809万1千円 対前年度△3億4,134万2千円） 構成比：0.2%

町の貯金である基金を取り崩したお金です。[\[平成26年度は災害復旧事業に充てるため財政調整基金の取り崩しを多く行いましたが、平成27年度は平年ベースに戻りました\]](#)

- その他（2億8,614万8千円 対前年度+2,527万3千円） 構成比：2.5%

財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。[\[町行造林の立木売払収入や造林の受託事業収入が増えています\]](#)

【依存財源】

国や県から配分されたり、金融機関などから借りてくるお金です。国・県や金融機関を頼って得ることから依存財源と呼ばれます。

- 地方交付税（64億5,455万9千円 対前年度△2億1,944万1千円） 構成比：54.9%

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として使われます。

※地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするためのもので地方公共団体の固有財源とされています。

- 国庫支出金（9億5,480万7千円 対前年度△4億5,849万円） 構成比：8.1%

- 県支出金（9億3,890万7千円 対前年度△2億6,457万4千円） 構成比：8.0%

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国・県が負担することが義務づけられているもの、国・県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国・県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、国・県が町に支払うお金のことです。[\[災害復旧事業費に対する国県の支出金が減っています\]](#)

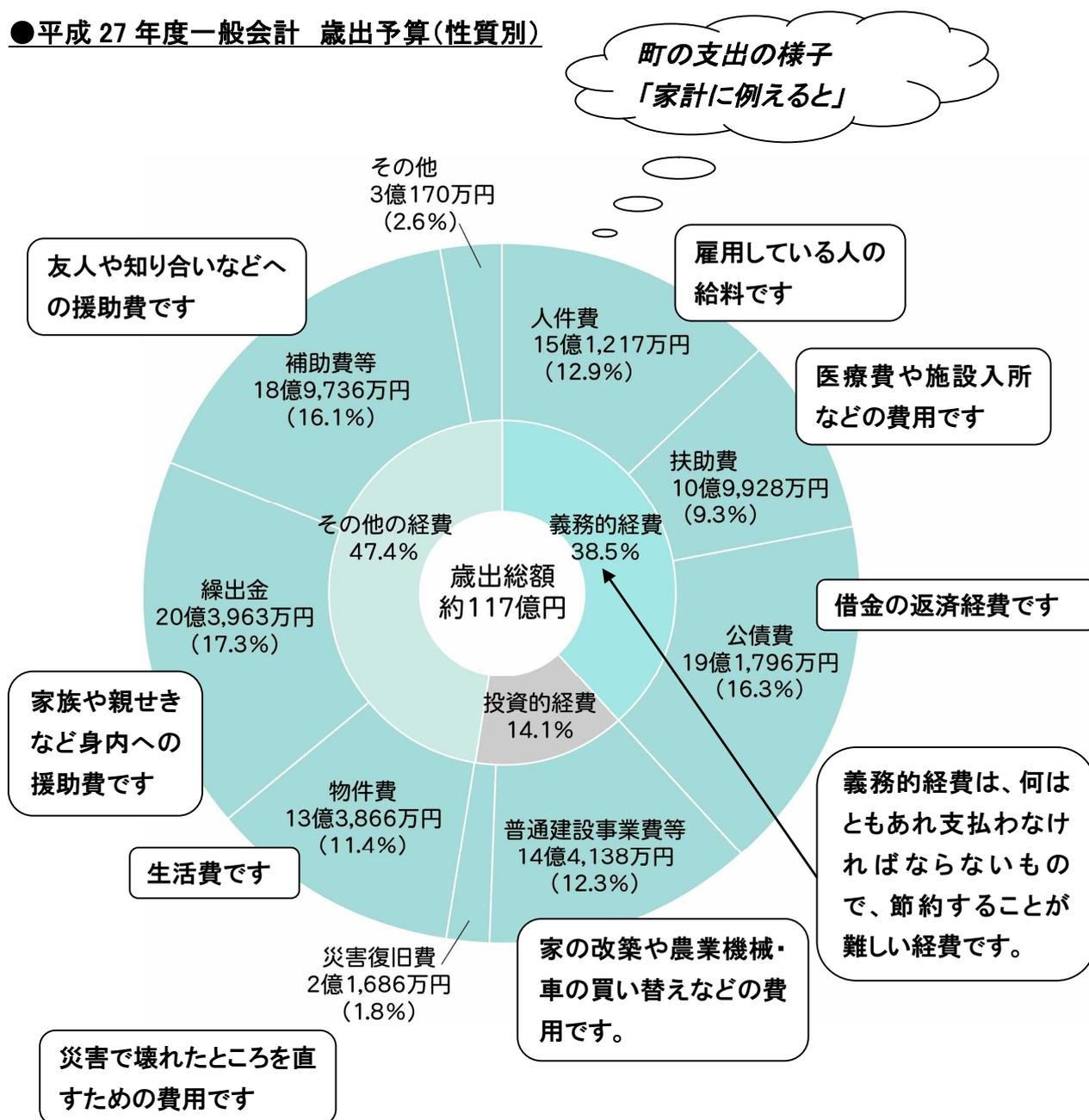
- 町債（14億94万4千円 対前年度△7億6,850万6千円） 構成比：11.9%

町が行う借金のことです。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。(臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。)[災害復旧事業に充てるための町債が減額となっています]

●その他 (4億1,054万9千円 対前年度+8,712万5千円) 構成比: 3.4%

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金です。

●平成27年度一般会計 歳出予算(性質別)



【義務的経費】

町の事情に関わらず必ず支出しなくてはならないとされている経費です。

- 人件費（15億1,217万4千円 対前年度+4,752万1千円） 構成比：12.9%
町長、議員、その他町職員に支払う報酬や給料、手当などです。

職員数の推移

H16.10月合併時 311人(内社会福祉法人派遣 86人)

H27.4月 217人(内社会福祉法人派遣 12人)

- 扶助費（10億9,927万8千円 対前年度△5,279万9千円） 構成比：9.3%
0歳から中学生までの子どもの医療費助成、障がいをお持ちの方などへの医療や介護費の給付、養護老人ホームの措置費、生活保護費など、社会保障の一環として援助するためのお金です。[\[平成26年度に限って行われた臨時福祉給付金等が減っています\]](#)
- 公債費（19億1,796万4千円 対前年度△1億5,975万9千円） 構成比：16.3%
町の借金である町債の返済にあてられるお金です。

【投資的経費】

社会資本を整備するための経費です。

- 普通建設事業費（14億4,138万2千円 対前年度△6億7,298万7千円）
構成比：12.3%
道路や公共施設の建設、改良を行うための費用です。[\[いこいの村しまねの耐震改修事業及び江の川共販市場拡張事業等で減額となっています\]](#)
- 災害復旧事業費（2億1,685万8千円 対前年度△14億324万6千円）
構成比：1.8%
農地や林道、道路等の災害復旧を行うための費用です。[\[災害復旧事業は補助災害復旧事業がほぼ終了したため減額となっています\]](#)

【その他の経費】

義務的経費・投資的経費以外の経費です。

- 物件費（13億3,865万6千円 対前年度+3,700万4千円） 構成比：11.4%
町有施設の維持管理費や、事務用消耗品の購入費などの事務費が含まれます。
- 補助費等（18億9,735万7千円 対前年度+2億8,708万3千円） 構成比：16.1%
町が交付する各種補助金、交付金のほか、邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合に対する負担金が含まれます。
- 繰出金（20億3,962万9千円 対前年度△5,672万1千円） 構成比：17.3%
特別会計の財政を補うため、一般会計から特別会計へ送られるお金のほか、邑智郡公立病院組合（公立邑智病院）への繰出金があります。
 - ・国民健康保険事業特別会計繰出金（1億2,589万1千円 +1,045万4千円）
 - ・国民健康保険直営診療所特別会計繰出金（3,410万4千円 △1,351万5千円）
 - ・後期高齢者医療事業特別会計繰出金（2億5,230万3千円 △982万1千円）

- ・簡易水道事業特別会計繰出金（2億5,169万9千円 △2,055万6千円）
- ・下水道事業特別会計繰出金（5億5,768万3千円 △2,661万3千円）
- ・電気通信事業特別会計繰出金（1億8,273万7千円 △1,765万6千円）
- ・公立邑智病院繰出金(収益的収支分2億8,998万9千円 △607万8千円)
- その他（3億170万2千円 対前年度+1,390万4千円） 構成比：2.6%
道路や公共施設の修繕費や予備費などです。

●平成27年度一般会計 歳出予算（目的別）

- 議会費（1億807万5千円 対前年度+377万2千円） 構成比：0.9%
議会の運営に用いられる経費です。広報誌の印刷製本費や議会・委員会を招集したときにかかる必要経費、議員・事務局職員の人件費が含まれます。
- 総務費（13億1,162万1千円 対前年度+3,440万2千円） 構成比：11.1%
役場の内部管理や税務、戸籍事務から各種調査、町の諸計画の策定、地域振興など幅広い経費が含まれます。また、町長をはじめとする町職員の人件費も主に総務費に含まれます。防災無線に関する経費
- 民生費（25億4,735万9千円 対前年度△1億1,534万6千円） 構成比：21.7%
福祉政策に用いられる経費です。お年寄りや障がいをお持ちの方への補助や、保育所など福祉施設の運営委託費、生活保護費、介護保険事業の負担金などが含まれます。また、国民健康保険事業特別会計への繰出金もあります。
- 衛生費（13億216万5千円 対前年度△1,334万5千円） 構成比：11.1%
子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくり、清潔で安全な環境づくりのために用いられる経費です。具体的には、各種教室や検診、発見された疾病の重症化予防、予防接種などの予防事業と、ゴミ収集をはじめとする環境衛生事業が含まれます。また、国民健康保険直営診療所事業、簡易水道事業、下水道事業の各特別会計への繰出金もあります。
- 労働費（290万2千円 対前年度△941万8千円） 構成比：0.0%
雇用対策に用いられる経費です。
- 農林水産業費（15億2,567万1千円 対前年度+1億265万2千円） 構成比：13.0%
農林水産業の振興に用いられる経費です。農業関係の各種補助金・交付金のほか、農道や林道の整備新設、維持管理費用が含まれます。また、下水道事業特別会計への繰出金の内、農業集落排水分は農林水産業費から出ます。
- 商工費（5億2,288万1千円 対前年度△4億1,132万5千円） 構成比：4.4%
商工業と、観光業の振興に用いられる経費です。町内企業や中小企業への金融対策を行う機関への補助や、邑南町のPR事業、商工観光施設の運営費が含まれます。
[いこいの村しまね耐震改修事業費が含まれます]
- 土木費（8億5,437万1千円 対前年度+4,687万5千円） 構成比：7.3%
町道、町営住宅の新設改良や維持管理、河川の管理に用いられる経費です。また、下水道事業特別会計への繰出金の内、公共下水道分は土木費から出ます。

- 消防費（4億4,571万6千円 対前年度△217万3千円） 構成比：3.8%
消防と防災のために用いられる経費です。消防団の活動費や江津邑智消防組合への負担金のほかに総合防災システムに関する経費や災害備蓄品等の整備費が含まれます。
- 教育費（9億7,941万7千円 対前年度△3,684万2千円） 構成比：8.3%
町立の小中学校、体育館や図書館、公民館などのために用いられる費用です。主に教育委員会が使用します。
- 災害復旧事業費（2億1,685万8千円 対前年度△13億9,949万3千円）
構成比：1.8%
大雨をはじめとする災害による被害を復旧するために用いられる費用です。災害復旧費用が必要となったときには予備費を充当するか、基金等を財源として速やかに予算化を図ります。[平成25年8月24日発生した豪雨災害の復旧事業費です]
- 公債費（19億1,796万4千円 対前年度△1億5,975万9千円） 構成比：16.3%
町の借金である町債の返済に充てられる費用です。
- 予備費（3,000万円 対前年度 増減なし） 構成比：0.3%
予測できない事態が起きたときに対応するためのお金です。

2. 一般会計予算の内訳(歳入)

1 款 町税（9億8,720万6千円 対前年度△1,155万7千円）

- 1-1-1 町民税個人分（3億3,083万7千円）
主として、1月1日現在で町内に居住する住民に対して前年の個人所得に応じて課税されます。
- 1-1-2 町民税法人分（6,384万1千円）
主として、町内に事務所、事業所を置く法人に対して、その決算時期に、所得、規模に応じて課税されます。
- 1-2-1 固定資産税（4億9,863万8千円）
1月1日現在で町内に所在する家屋、土地、償却資産の所有者に対し、その資産の評価額に応じて課税されます。
- 1-2-2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金（254万6千円）
前年の3月31日現在で国や島根県が町内に所有する資産のうち、固定資産税の対象であるものと同類のものとみなされるものについて、その所有者に対し、固定資産税相当額の負担を求めるものです。
- 1-3-1 軽自動車税（3,496万6千円）
4月1日現在で、主たる定置場が町内にある軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（トラクターなど）等の所有者に課税されます。
- 1-4-1 市町村たばこ税（5,019万7千円）
税金は、たばこの販売価格に含まれています。税額は1本当たり5.262円です。（古くからの銘柄では、これより安いものもあります。）
- 1-5-1 入湯税（618万1千円）

入湯客に課税する税金で、税額は1人1日150円です。

2款 地方譲与税（2億736万4千円 対前年度+3,073万3千円）

➤ 2-1-1 地方揮発油譲与税（6,082万3千円）

ガソリンに課税される地方揮発油税はいったん国税として徴収されますが、道路の延長や面積に応じ地方公共団体に配分されます。

➤ 2-2-1 自動車重量譲与税（1億4,654万1千円）

自動車の登録の際に課税される自動車重量税はいったん国税として徴収されますが、その税収入の1000分の407は、市区町村道の延長及び面積にあん分して市区町村に配分されます。

※以下、3款から8款までは都道府県が徴収した税の一定割合が市町村に対して交付されるものです。

3款 利子割交付金（247万1千円 対前年度+27万9千円）

都道府県民税である利子割の5分の3を市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

4款 配当割交付金（259万3千円 対前年度△11万1千円）

都道府県民税である配当割の5分の3を市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

5款 株式等譲渡所得割交付金（108万3千円 対前年度+106万6千円）

都道府県民税である株式等譲渡所得割の63%を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

6款 地方消費税交付金（1億7,789万9千円 対前年度+6,059万5千円）

消費税率は、平成26年4月1日より5%（地方消費税1%を含む）から8%（地方消費税1.7%含む）に引き上げとなりました。

都道府県民税である地方消費税の2分の1は、交付金として市町村に交付されます。交付額の内、税率引き上げ前の1%部分については、従来どおり人口及び従業者数により配分がされますが、税率引き上げ分は全額人口によりあん分して交付されることになっています。

なお、引上げ分の消費税収入は、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、地方消費税交付金についても同様の取り扱いをすることになっています。

8款 自動車取得税交付金（1,537万6千円 対前年度+215万円）

都道府県の目的税である自動車取得税の66.5%を、市区町村道の延長及び面積にあん分して市町村に交付されます。

9 款 地方特例交付金（156 万 8 千円 対前年度△19 万 1 千円）

個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う市町村の減収を補填するために交付されます。

10 款 地方交付税（64 億 5,455 万 9 千円 対前年度△2 億 1,944 万 1 千円）

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として配分されます。

税収の多い都市部の自治体では交付を受けない団体もありますが、現在、島根県内では全ての市町村が交付を受けています。

なお、本年度より合併を行ったことによる有利な財政措置（合併算定替え）の漸減がはじまり、本年度は1割の減額となっております。この合併算定替えは、今後5年間かけて行われ、平成32年度には無くなる予定です。

11 款 交通安全対策特別交付金（219 万 5 千円 対前年度△7 万 9 千円）

交通反則金収入を原資として、道路の交通安全を図るための経費に充てるため国から自治体に交付されます。人口集中地区人口、交通事故発生件数、改良済道路の延長をもとに交付されます。

12 款 分担金および負担金（1 億 3,506 万 3 千円 対前年度△1,207 万 4 千円）

町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。

➤ 12-1-6 農林水産業費分担金（2,229 万 7 千円）

各種農業基盤整備事業の受益者負担金です。

➤ 12-2-3 民生費負担金（6,321 万円）

養護老人ホームの利用者負担金、デイサービスや配食サービスの個人負担金、保育料などです。保育料については平成23年度から2子目以降は無料としています。

➤ 12-2-4 衛生費負担金（281 万 3 千円）

健康診断の個人負担金です。

➤ 12-2-9 消防費負担金（17 万円）

防災行政無線の個別受信機設置負担金です。

➤ 12-2-10 教育費負担金（4,657 万 3 千円）

学校給食費です。

13 款 使用料および手数料（1 億 6,872 万 6 千円 対前年度+358 万 6 千円）

公共施設等の使用料や各種証明書の発行手数料などです。

➤ 13-1-2 総務使用料（1,552 万 8 千円）

町営バスの料金収入、研修施設邑学館の使用料などです。

➤ 13-1-4 衛生使用料（595 万円）

斎場使用料です。

- 13-1-6 農林水産業使用料 (53 万 4 千円)
農林水産物出荷貯蔵施設の使用料です。
- 13-1-7 商工使用料 (305 万 7 千円)
主に温泉の泉源使用料です。
- 13-1-8 土木使用料 (9,895 万円)
公営住宅の住宅使用料です。
- 13-1-10 教育使用料 (2,095 万 3 千円)
教職員住宅の住宅料、スクールバスの運賃、公民館、元気館の使用料などです。
- 13-2-2 総務手数料 (720 万 1 千円)
戸籍の証明手数料や住民登録の手数料、税の証明手数料などです。
- 13-2-4 衛生手数料 (1,655 万 1 千円)
ごみ袋代、犬の登録手数料などです。
- 13-2-8 土木手数料 (2 千円)
証明手数料などです。

14 款 国庫支出金 (9 億 5,480 万 7 千円 対前年度△4 億 5,849 万円)

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国が負担することが義務づけられているもの、国の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、国が町に支払うお金です。

- 14-1-3 民生費国庫負担金 (4 億 4,420 万 7 千円)
生活保護費や介護給付費、保育所にかかる費用負担などです。
- 14-1-4 衛生費国庫負担金 (20 万 5 千円)
未熟児等の養育医療費にかかる費用負担です。
- 14-1-11 災害復旧費国庫負担金 (2 億 2,231 万円)
公共土木施設災害復旧費にかかる費用負担です。
- 14-2-2 総務費国庫補助金 (2,021 万 3 千円)
社会保障・税番号制度 (いわゆる「マイナンバー」) 施行のためのシステム整備にかかる補助金です。マイナンバーは平成 27 年 10 月から通知され、平成 28 年 1 月から行政手続きで使用することとなります。
- 14-2-3 民生費国庫補助金 (2,827 万 9 千円)
障がいを持った方が、自立した日常生活や社会生活が営むことができるようさまざまな支援を行うための補助金です。
- 14-2-4 衛生費国庫補助金 (31 万 4 千円)
がん検診のための補助金です。
- 14-2-8 土木費国庫補助金 (2 億 2,268 万 6 千円)
道路や住宅などを整備するための補助金です。
- 14-2-9 消防費国庫補助金 (538 万 6 千円)
消防施設(防火水槽)を整備するための補助金です。

- 14-2-10 教育費国庫補助金 (860 万円)
へき地教育の円滑な実施、特別支援学校への就学奨励や埋蔵文化財発掘のための補助金です。
- 14-3-2 総務費委託金 (16 万 1 千円)
外国人の中長期在留者居住地届出等事務の委託金です。
- 14-3-3 民生費委託金 (244 万 6 千円)
国民年金事務委託金などです。

15 款 県支出金 9 億 3,890 万 7 千円 対前年度△2 億 6,457 万 4 千円)

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を県が負担することが義務づけられているもの、県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、県が町に支払うお金です。

- 15-1-3 民生費県負担金 (2 億 2,695 万円)
介護給付費や後期高齢者医療保険・国民健康保険の安定運営、保育所にかかる費用負担です。
- 15-1-4 衛生費県負担金 (10 万 2 千円)
未熟児等の養育医療費にかかる費用負担です。
- 15-1-6 農林水産業費県負担金 (7,210 万 5 千円)
地籍調査にかかる費用負担です。
- 15-2-2 総務費県補助金 (3,961 万 2 千円)
定住促進賃貸住宅建設、生活バス路線確保、下水道や市町村設置型合併処理浄化槽の整備のための補助金などです。
- 15-2-3 民生費県補助金 (4,598 万 5 千円)
地域子ども・子育て支援事業、福祉医療助成事業、地域生活支援事業(介護保険事業)のための補助金などです。
- 15-2-4 衛生費県補助金 (1,518 万 1 千円)
断魚溪の整備事業や乳児医療、自殺予防、健康増進事業のための補助金です。
- 15-2-6 農林水産業費県補助金 (4 億 8,627 万円)
中山間地域等直接支払制度など農林業振興のための補助金です。
- 15-2-7 商工費県補助金 (105 万円)
地域商業活性化支援事業の補助金です。
- 15-2-8 土木費県補助金 (230 万 4 千円)
河川浄化事業、木造住宅耐震改修等事業の補助金です。
- 15-2-10 教育費県補助金 (1,000 万 4 千円)
子ども読書活動、地域での子育て支援、ふるさと教育を推進するための補助金などです。
- 15-3-2 総務費委託金 (3,448 万 3 千円)
県民税徴収委託金、知事・県議会議員選挙費委託金、各種統計調査の委託金などです。

- 15-3-6 農林水産業費委託金 (220万3千円)
基盤整備事業にかかる換地業務の委託金です。
- 15-3-7 商工費委託金 (63万9千円)
自然公園施設と中国自然歩道の管理委託金です。
- 15-3-8 土木費委託金 (124万9千円)
出羽川排水樋門、県道除雪、県道流雪溝管理の委託金です。
- 15-3-10 教育費委託金 (77万円)
スクールソーシャルワーカー活用事業の委託金です。

16 款 財産収入 (2,047万3千円 対前年度+1,046万4千円)

- 16-1-1 財産貸付収入 (348万4千円)
町有の土地、建物の貸付収入です。
- 16-1-2 利子及び配当金 (477万6千円)
各基金(貯金)の利子収入です。
- 16-2-2 物品売払収入 (1,221万3千円)
町行造林の立木売り払い収入などです。

17 款 寄附金 (7千円 対前年度同額)

一般寄附金及びふるさと寄附金です。

18 款 繰入金 (2,809万1千円 対前年度△3億4,134万2千円)

- 18-2-10 自動堰等管理基金繰入金 (90万1千円)
羽須美地域の自動堰の管理費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-12 ふるさと水と土保全対策基金繰入金 (150万円)
農地や農業用施設の小規模基盤整備の費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-13 移動通信用鉄塔施設整備減債基金繰入金 (25万9千円)
過去に町が行った携帯電話用鉄塔建設の償還に充てるため基金の一部を取崩すものです。償還に対して県からの助成もあります。(注：現在は県からの助成事業はありません。)
- 18-2-14 いこいの村・香木の森基金繰入金 (2,318万1千円)
いこいの村、香木の森整備のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-19 江の川下流域活性化事業推進基金繰入金 (225万円)
江の川下流域活性化協議会活動に充てるため基金の一部を取崩すものです。

19 款 繰越金 (1,000万円 前年度と同額)

20 款 諸収入 (2億5,566万8千円 対前年度+1,480万9千円)

- 20-1-1 延滞金 (1万円)
税延滞金です。

- 20-2-1 町預金利子 (28 万 7 千円)
町会計の預金利子です。
- 20-3-2 住宅新築資金等貸付金元利収入 (94 万 1 千円)
住宅新築資金貸付の返済を受けるものです。
- 20-4-1 普通建設事業受託事業収入 (9,034 万 7 千円)
公益社団法人島根県林業公社や独立行政法人森林総合研究所から町が造林事業を受託することによる収入です。
- 20-4-2 その他受託事業収入 (6,331 万 4 千円)
介護予防受託金、包括的支援事業受託金、農業者年金事務受託金、農地中間管理事業受託金です。
- 20-5-1 弁償金 (1 千円)
町の発行するナンバープレート再交付の際、町が受け取る弁償金です。
- 20-5-2 雑入 (1 億 76 万 8 千円)
これまでのどの分類にも属さない収入です。多額なものとしては、消防団員退職報奨金 (1,120 万円)、発掘調査事業収入 (1,180 万 5 千円)、ケアプラン作成報酬 (1,062 万 1 千円)、福祉医療対象者分高額療養費 (983 万 1 千円)、いこいの村香木の森納付金 (918 万 8 千円)、町営バス邑南川本線運営費川本町負担金 (616 万 3 千円)、ふるさとの森再生事業費補助金 (597 万 8 千円)、宝くじ交付金 (500 万円)、町営斎場運営費北広島町負担金 (254 万 9 千円) などがあります。

21 款 町債 (14 億 94 万 4 千円 対前年度△7 億 6,850 万 6 千円)

町が行う借金です。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。(臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。)

また、平成 22 年度からは、ソフト事業についても一定の範囲で借金(過疎地域自立促進特別事業債)ができるようになりました。

- 21-1-2 総務債 (5 億 1,720 万円)
ソフト事業に充てる過疎地域自立促進特別事業債 (2 億 2,940 万円) 及び観光施設整備事業債 (いこいの村耐震改修事業分 2 億 6,070 万円)、町営バス整備事業債 (2,710 万円) です。
- 21-1-3 民生債 (2,400 万円)
東保育所空調設備改修事業の工事費に充てるものです。
- 21-1-6 農林水産業債 (1 億 5,050 万円)
石見ライスセンター改修事業、飼料イネ収穫機購入事業、木材市場整備事業、農業・農地基盤整備事業、県営林道改修事業に充てるものです。
- 21-1-7 商工債 (1,400 万円)
自然回帰高原展望台の改修、断魚溪の改修に充てるものです。
- 21-1-8 土木債 (1 億 6,630 万円)
道路改良事業に充てるものです。

➤ 21-1-9 消防債 (4,530 万円)

耐震性貯水槽の整備、江津邑智消防組合消防車両の更新費用等に充てるものです。

➤ 21-1-10 教育債 (8,090 万円)

小学校施設整備、スクールバスの更新や給食センターの改修に充てるものです。

➤ 21-1-11 災害復旧事業債 (5,270 万円)

災害復旧事業に充てるものです。

➤ 21-1-13 臨時財政対策債 (3 億 5,004 万 4 千円)

国の地方交付税の財源が不足し、地方交付税の交付額を減らした場合に、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させるものです。形式的には、町が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源です。

7 款 ゴルフ場利用税交付金 (0 円 対前年度△731 万 7 千円)

都道府県民税であるゴルフ場利用税 (町内所在のゴルフ場分) の 10 分の 7 が交付されます。

3. 一般会計予算の内訳(歳出)

科目ごとに主なもの、特色のあるものをピックアップしています。(○印)

1 款 議会費 (1 億 807 万 5 千円 対前年度+377 万 2 千円)

議会事務局 (95-1113) (IP:050-5207-3021)

議会や委員会を開催し、議案の審議や監査を行うなど町議会の活動に要する経費です。議員や事務局職員の人件費、調査・研修のための旅費、議会などを招集した時の交通費、議会広報の印刷製本費および負担金などがあります。

○議員報酬費 7,569 万 5 千円

議会議員 15 人の報酬等の合計です。報酬月額、議長 30 万 4 千円、副議長 25 万 2 千円、常任委員長・議会運営委員長 21 万 7 千円、議員 21 万円です。

議員定数の推移

H16. 10 月合併時 40 人

H17. 5 月～ 18 人

H21. 5 月～ 15 人

2 款 総務費 (13 億 1,162 万 1 千円 対前年度+3,440 万 2 千円)

➤ 2-1-1 一般管理費 (5 億 2,958 万 8 千円)

総務課 (95-1111) (IP:050-5207-3000)

町長、副町長および他の科目で計上されていない職員(総務課、企画財政課、会計課など)の人件費、基金の積立金、個人情報保護・情報公開・表彰の各審査委員会経費、交際費、その他の事務経費からなります。

➤ 2-1-2 文書広報費 (321 万 5 千円) 総務課

「広報おおなん」の作成を行うための経費です。印刷代の他、取材のための燃料代、写真の現像代、よりよい広報誌にするための職員研修の経費などが含まれます。

➤ 2-1-3 財政管理費 (893 万 2 千円)

企画財政課 (95-1119) (IP:050-5207-3004)

予算の編成や執行管理、地方交付税や町債の申請に必要な事務経費です。

➤ 2-1-4 会計管理費 (414 万 3 千円)

会計課 (95-1112) (IP:050-5207-3005)

現金の収入・支出事務に必要な経費です。町が負担する振込手数料や口座引落の手数料、振込通知書の郵送料などです。

➤ 2-1-5 財産管理費 (5,840 万 8 千円) 総務課

町有財産の維持管理を行うための経費で、町有建物の火災保険、公用車の損害保険および町有建物やマイクロバスの点検、維持管理費などが含まれます。また、建物敷地の借地料もここに含まれます。

○公共施設等総合管理計画費 1,212 万 8 千円

厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための計画を策定します。

- 2-1-6 企画費 (5,235万1千円) 定住促進課 (95-1117) (IP:050-5207-3019)
企画財政課

地域振興や定住対策のための経費です。

○地域コミュニティ再生事業 1,536万円

公民館単位の地域自主組織に補助金を交付し、地域コミュニティ活動の推進をはかります。今年度は、7地区に交付します。(1地区当たり上限256万円)

○矢上高校教育振興会への補助 760万8千円

遠隔地通学助成など矢上高校振興会を支援します。

○住宅用太陽光発電システム設置補助事業 90万円

住宅へ太陽光発電システムを設置される場合に1kw当たり1万円(上限4万円)を助成します。

- 2-1-7 交通安全対策費 (155万円) 総務課

交通安全指導員への報酬、保育所、小中学校への交通安全用品の配布、交通安全教室の開催経費などです。

- 2-1-8 地域振興及び人口定住対策費 (3,279万1千円) 定住促進課

○自治会活動補助費 2,474万5千円

自治会活動に対する補助金です。

○邑南町研修事業費 287万2千円(香賓館施設管理費含む)

平成5年度から平成25年度まで実施した邑南町研修事業の事業内容を見直し、平成26年度からは短期の産業体験事業のみ実施しています。なお、別途農業振興事業において「おーなんアグサポ隊事業」に取り組みます。

- 2-1-9 支所費 (2,167万2千円)

瑞穂支所 (83-1121) (IP:050-5207-5000)

羽須美支所 (87-0221) (IP:050-5207-6500)

瑞穂支所、羽須美支所の維持管理の経費です。事務用消耗品や光熱水費などが主なものです。

- 2-1-10 諸費 (729万4千円) 総務課

職員研修に要する経費と、職員の健康診断に要する経費を計上しています。

- 2-1-11 情報政策費 (2億438万4千円)

総務課情報推進室 (83-1125) (IP:050-5207-5555)

役場内の情報通信設備の維持管理費や、電気通信事業特別会計への繰出金などです。

○電気通信事業特別会計繰出金 1億8,273万7千円

- 2-1-12 生活交通確保対策事業 (9,015万8千円) 定住促進課

町営バスの運行に必要な経費です。町営バス運行業務の委託費や車両の更新経費、維持管理経費が含まれています。

○町営バス車両購入事業費 1,954万3千円

○町営バス車庫購入事業費 760万4千円

➤ 2-2-1 税務総務費 (1億884万1千円)

税務課 (95-1193) (IP:050-5207-3013)

税務事務に関する一般的な経費です。固定資産税評価審査委員への報酬や、職員の人件費、事務用消耗品の購入費などです。

➤ 2-2-2 賦課徴収費 (5,435万6千円) 税務課

税金の賦課や徴収にかかる経費です。台帳などの印刷費、通知書や納付書の郵便代、共同処理のための郡総合事務組合への負担金、固定資産税の全期前納報奨金などが含まれます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 2,828万3千円

➤ 2-3-1 戸籍住民基本台帳費 (1億338万8千円)

町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

戸籍や住民基本台帳の管理、公的個人認証およびパスポートの発券業務の経費です。職員の人件費や郡総合事務組合で共同処理を行うための負担金を含みます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 4,550万5千円

➤ 2-4-1 選挙管理委員会費 (774万5千円) 町民課

選挙管理委員会そのものの運営に必要な経費です。選挙管理委員への報酬や、選挙人名簿管理の共同処理の負担金が含まれます。なお、それぞれの選挙ごとに必要となる経費は別に計上されます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 742万1千円

➤ 2-4-5 県知事及び県議会議員選挙費 (1,181万3千円) 町民課

本年4月12日に執行が予定されている県知事及び県議会議員選挙にかかる経費です。

➤ 2-4-8 土地改良区総代選挙費 (160万3千円) 町民課

本年5月に執行が予定されている石見土地改良区総代選挙にかかる経費です。

➤ 2-5-1 統計調査総務費 (3万3千円) 企画財政課

統計調査全般に関する経費です。

➤ 2-5-2 統計調査費 (846万9千円) 企画財政課

今年度は国勢調査、経済センサスなどが行われます。

➤ 2-6-1 監査委員費 (88万7千円) 議会事務局

監査委員(住民から選任1人、議会議員から選任1人)が予算の執行状況や決算監査を行うための経費です。

3款 民生費 (25億4,735万9千円 対前年度△1億1,534万6千円)

➤ 3-1-1 社会福祉総務費 (3億7,104万2千円)

福祉課 (95-1115) (IP:050-5207-3008)

町民課

福祉全般にわたる経費で、職員の人件費も含みます。

○社会福祉相談員費、民生児童委員協議会費 575万4千円

民生児童委員(66人)の活動費です。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 5,208万6千円

○邑南町社会福祉協議会補助金 4,426万1千円

○人権総務費、人権計画策定事業費 210万6千円

生活相談員の報酬や人権相談の経費などです。

○国民健康保険事業特別会計繰出金 1億2,589万1千円

国民健康保険事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○男女共同参画推進事業費 26万3千円

○消費者行政事務費 7万5千円

○福祉医療給付費 3,285万7千円

○おおなん福祉会補助金 235万5千円

特別養護老人ホームあさぎりの建設時の借入金の返済に対する補助金です。

➤ 3-1-2 社会福祉施設費(1,422万6千円) 福祉課

○くるみ邑美園の指定管理(運営委託)料 1,264万6千円

○県営住宅跡地購入事業 150万円

➤ 3-1-3 老人福祉費(2億8,410万5千円) 福祉課

○通院タクシー助成事業費 32万2千円

バス停から離れているためバスの利用が困難な地域に住む高齢者等にタクシー料金の一部を助成します。

○後期高齢者医療広域連合負担金 1,076万9千円

○後期高齢者医療事業特別会計繰出金 2億5,230万3千円

○緊急通報装置管理費 174万1千円

○通院移送サービス事業費 98万6千円

寝たきりの高齢者等に対し、福祉車両を利用し、医療機関への送迎サービスを行います。

○老人クラブ活動費補助 400万円

○シルバー人材センター補助費 428万1千円

➤ 3-1-4 老人保護措置費(1億2,940万3千円) 福祉課

養護老人ホームへの入所判定や、入所措置に要する経費です。

➤ 3-1-5 国民年金事務費(1,162万1千円) 町民課

国民年金に関係する事務のための経費です。職員の人件費と郡総合事務組合への負担金を中心です。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 336万1千円

➤ 3-1-6 障害者福祉費(4億764万8千円) 福祉課

障がいをお持ちの方が自立した生活ができるよう支援するための経費です。

○補装具費 220万9千円

補装具の購入や修理の経費を給付します。

○腎機能障害者通院費助成 146万6千円

腎機能障害をお持ちの方の通院費を助成します。

○自立支援医療給付費 497万7千円

障がい除去したり、軽減することにより、日常生活能力や職業能力を回復させることを目的とした医療に対する給付で、透析治療に対するものが中心です。

○療養介護医療費 501万2千円

常時介護に必要な障がいをお持ちの方が、主に日中病院などで受ける機能訓練、療養上の管理などのうち医療にあたるものについて支援するための経費です。

○障害者総合支援事業費 168万9千円

障害程度区分判定に要する経費や一般事務費です。

○地域生活支援事業費 2,119万2千円

移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援をうける時の補助や、相談支援事業、地域活動支援センターの委託料などです。

○訓練等給付費 7,954万3千円

障がいをお持ちの方が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

○介護給付費 2億6,349万9千円

障がいをお持ちの方が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、支援する事業で、自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）、自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭の場合などに利用する短期入所、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練などを行う療養介護、常に介護を必要とする人に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に入浴・排せつ・食事の介護等を行う施設入所支援などがあります。

○計画相談支援事業費 1,089万5千円

障がい者や家族からの相談に応じ、障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などをふまえて適切な支給決定がなされるように、さまざまな種類のサービスを適切に組み合わせ、計画的プログラムに基づく支援を受けるために計画書を作成します。

○特別障害者手当等給付費 904万9千円

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付に必要な経費です。

○障がい児通所給付費 801万4千円

障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにします。

○難聴児補聴器購入助成事業費 10万3千円

➤ 3-1-7 介護保険事業費 (4億6,478万9千円) 福祉課

高齢で介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援を行うための介護保険事業を運営する経費です。職員の人件費や一般事務費、郡総合事務組合への負担金なども含みます。

○邑智郡総合事務組合(介護保険)負担金 3億4,522万3千円

○包括的支援事業費 3,127万4千円

ケアプランの作成に関する経費、職員の人件費です。

○介護予防事業費 3,123万3千円

地域ささえあいミニデイ事業や交流型デイサービス事業を実施する費用です。

○任意事業費 2,141万2千円

地域の実情に応じて実施するもので、介護相談員派遣事業、権利擁護センター運営事業、配食サービス事業などがあります。

➤ 3-2-1 児童福祉総務費 (1億4,105万円) 福祉課

児童福祉に関する事務経費のほか、児童福祉審議会委員報酬、児童手当が含まれます。

○母子家庭等入学就職支度金給付事業 110万円

母子家庭または父子家庭のお子さんが入学または就職する際に支度金(1人2万円)を支給します。

○児童手当費 1億3,107万5千円

家庭等の生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校終了までの国内に住所を有する児童を対象として給付される手当です。一人当たり月額は、0～3歳未満一律1万5千円。3歳～小学校修了までの第1子と第2子は1万円、第3子以降は1万5千円。中学生は一律1万円。ただし一定以上の所得がある世帯は一律5千円です。

➤ 3-2-2 児童福祉措置費 (5億6,179万2千円) 福祉課

○保育所措置費 4億7,748万1千円

民営6施設、公設民営3施設の保育所運営費です。

○特別保育事業 545万3千円

延長保育(町が独自に行う事業)を行うための費用です。

○しまねすくすく子育て支援事業 1,329万5千円

放課後児童クラブ(県の補助を受けて行う事業)、地域間・世代間の交流事業、子育て家庭の交流事業、子育て講座事業等を行います。

○障害児保育事業 798万7千円

○保育所完全給食事業 346万3千円

平成23年11月から、3歳以上児の主食も町産米を保育所で提供しています。

○地域子ども・子育て支援事業 5,374万円

病児・病後児保育、放課後児童クラブ(国と県から補助を受けて行う事業)、子育て支援センターの開設(委託)費、一時預かり保育事業等を行う経費です。

➤ 3-2-3 児童福祉施設費 (3,197万3千円) 福祉課

○くるみ学園の指定管理(運営委託)料 794万7千円

○東保育所空調設備改修事業 2,402万6千円

➤ 3-2-4 母子福祉費 (3,836万4千円) 福祉課

主に児童扶養手当として支給される経費です。また、母子家庭が経済的に自立できるよう教育や訓練を受ける時に支給される扶助費も含まれます。

➤ 3-3-1 生活保護総務費 (1,403万円) 福祉課

邑南町福祉事務所の事務経費のほか、嘱託医の報酬、医療社会指導員賃金が含

まれます。

➤ 3-3-2 生活保護扶助費 (7,731万6千円) 福祉課

生活保護費として支給される経費です。対象となる方が入所されている施設に対する事務経費の負担金も含まれます。

4 款 衛生費 (13億216万5千円 対前年度△1,334万5千円)

➤ 4-1-1 保健衛生総務費 (5億4,775万9千円)

保健課 (83-1123) (IP:050-5207-5002)

水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

保健課職員の人件費、事務所経費、保健センターの運営費のほか、特別会計への繰出金が含まれます。

○簡易水道事業特別会計繰出金 2億5,169万9千円

簡易水道事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○下水道事業特別会計繰出金 (生活排水等) 8,088万5千円

下水道事業の内、生活排水処理などの負担分や収入不足を補うための経費です。

○直営診療所事業特別会計繰出金 3,410万4千円

阿須那、井原、日貫の各診療所の運営費を補うための経費です。

○医療福祉従事者確保奨学基金事業費 3,000万円

平成23年度に地域医療福祉の充実に資する人材を育成するため、奨学金の貸与を目的とした「医療福祉従事者確保奨学基金」の原資が不足することが見込まれるため、基金へ積み増しをするものです。

➤ 4-1-2 母子保健費 (4,075万9千円) 保健課

妊婦や乳幼児に対する健康診断や医療費助成のための経費です。平成23年度から「日本一の子育て村」構想の一環として中学校卒業までの子ども医療費の無料化を実施しています。また、同じく平成23年度から一般不妊治療費助成事業を、平成26年度からは特定不妊治療費助成事業も始めました。

➤ 4-1-3 老人保健費 (3,079万8千円) 保健課

○がん検診推進事業 106万7千円

主に大腸がん検診について、特定の年齢層に無料クーポン券を配布して受診を勧奨します。

○がん検診費 2,139万円

上記の推進事業以外の胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん等の検診費用の一部を町が負担します。

○健康増進事業費 278万3千円

生活習慣病予防のための各種教室や食生活指導のための相談を実施します。

○元気館管理運営費 441万5千円

健康センター元気館において、トレーニングマシンやプールを活用して、生活習慣病予防や介護予防を目的とした各種運動の普及を行います。

- 4-1-4 精神、難病保健費 (318万1千円) 保健課 福祉課
心の健康づくり研修会や相談事業などを行います。また、精神障がいのある方の通院医療費や交通費の助成に要する経費です。
- 4-1-5 予防費 (2,907万5千円) 保健課
各種予防接種に要する経費や、予防接種を受ける方への補助のための経費です。
- 母子予防接種事業 2,018万3千円
予防接種法に基づく定期予防接種については、平成26年度から水痘ワクチンが加わりました。子宮頸がん予防ワクチンについては、積極的勧奨は見合わせとなっています。
任意ワクチン事業として、高校生の年齢に相当するまでの子、妊婦の季節性インフルエンザワクチン接種費用を全額助成します。
- 成人予防接種事業 820万2千円
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は平成26年度から定期接種となり、今後は65歳になった年に予防接種を受けていただき、現在66歳以上で未接種の方は70歳以降5の倍数の年齢の年に受けていただきます。助成金額は5千円です。
65歳以上の高齢者が季節性インフルエンザワクチン接種を受ける際に1,600円を助成します。
- 4-1-6 斎場運営費 (1,862万円) 町民課
町内3カ所の火葬場の運営報償金や燃料代、修繕費等の経費です。
- 4-1-7 環境衛生費 (2,174万9千円) 町民課
環境衛生に関する事務経費、環境衛生担当職員の人件費のほか、狂犬病予防注射、河川の水質検査などに要する経費が含まれます。
- 4-1-8 病院費 (3億3,020万6千円) 保健課
公立邑智病院の運営に係る負担金です。
- 4-2-1 廃棄物処理費 (2億8,001万8千円) 町民課
邑智郡総合事務組合の負担金の内、し尿処理とごみ処理に関するものと、不法投棄された廃棄物の回収・処理に必要な経費です。

5 款 労働費 (290万2千円 対前年度△941万8千円)

- 5-1-1 労働諸費 (290万2千円)
商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)
商工観光課内に設置している邑南町無料職業紹介所の運営費、島根県西部勤労者共済会、島根県企業誘致対策協議会とおおち・さくらえ地域雇用促進協議会の負担金です。

6 款 農林水産業費 (15億2,567万1千円 対前年度+1億265万2千円)

- 6-1-1 農業委員会費 (2,243万9千円)
農林振興課 (95-1116) (IP:050-5207-3011)
農業委員会の定例会の開催など活動に必要な経費と農業者年金の処理に要する事務経費および農業委員会事務局職員の人件費です。

農業委員数の推移

H16.10月合併時	40人
H17.3月	28人
H23.4月	21人

- 6-1-2 農業総務費（6,663万7千円） 農林振興課
農林振興事業担当職員の人件費や島根県野菜価格安定基金協会の補助金・負担金などです。
- 6-1-3 農業振興費（6億3,651万6千円） 農林振興課
邑南町農林総合事業補助金、中山間地域等直接支払事業費、多面的機能支払事業費などとして支払われる経費や事務処理に必要な諸経費が含まれます。
- 邑南町農林総合事業 3,096万8千円
パイプハウス等の施設整備助成、集落営農組織等の設備整備支援、循環型農業推進、肉用牛及び椎茸生産振興等のための助成事業の実施のほか、有害鳥獣対策に係る事業を行います。また、今年度は米の生産調整への対応のため、飼料イネ収穫機を購入しアグリサポートおおなんへ貸与します。
- 需給調整円滑化推進事業 730万1千円
米の需給調整体制整備のための経費や需給調整の事務を行う邑南町農業再生協議会の運営費用です。
- 中山間地域等直接支払事業 2億5,634万4千円
農地は、水源涵養・洪水の防止などの多面的機能を果たしていますが、中山間地域は過疎化・高齢化による耕作放棄が進み、その多面的機能の低下により大きな経済的損失を生じさせることが心配されています。適正な農業生産活動の実施を通じ、農地の多面的機能の維持発揮を図ることを目的として、「中山間地域等直接支払制度」が実施されています。
- 多面的機能支払事業費 1億4,671万円
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（水路、農道等）の質的向上を図る活動に対して支援するものです。平成26年度は、国と県からの交付金が島根県農地・水・環境保全協議会へ直接入っていましたが、今年度からは一度町へ交付されたお金を協議会へ払うため、事業費が大きくなっています。（平成25年度までは「農地・水・環境保全向上対策事業」でした。）
- 環境保全型農業直接支払交付金事業 1,250万円
農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することが重要となっており、環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行うものです。
- 地産地消推進事業 258万4千円
森林資源利活用促進事業として、林地残材の搬出経費や搬出団体への支援を行います。また、町産材の利用促進のため、新築・増築・改築した際に町産材

を利用した内装仕上げ材で施行した場合、内装仕上げ材の使用面積に応じて助成します。

○**農地確保・利用支援事業 5,823万1千円**

担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消するため、地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します。

○**新規就農者支援事業 1,644万円**

青年就農給付金として、就農前の研修段階及び経営に不安定な就農初期の青年就農者（45歳未満）に対して給付金を支給します。また、半農半X支援事業として、UIターン者の農村地域への定着を支援するため兼業形態の就農を支援します。

○**農業担い手育成・確保支援事業 3,703万4千円**

地域が抱える人と農地の問題解決を図るための「人・農地プラン」作成を支援します。

平成26年度に引き続き就農支援アドバイザーによる、新規就農者等の育成事業を実施します。また、おーなんアグサポ隊事業として地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の定住支援事業を行います。

○**新・農林水産振興がんばる地域応援総合事業 720万円**

○**石見ライスセンター改修事業補助金 2,537万9千円**

米の生産調整への対応として、飼料用米の推進のため石見ライスセンターの改修を行い、受入体制の整備を行います。

○**地域貢献型集落営農・連携強化支援事業 400万円**

地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する集落営農組織の更なる確保を図ると同時に、集落営農組織がUIターン者の受入や雇用の受け皿として、より一層機能するよう集落組織の連携に向けた活動を支援します。また、依然として存在する担い手不在集落等において、持続的かつ発展的に地域を守るしくみづくりを構築するために、サポート経営体の育成や多様な主体を含めた法人間連携等地域の創意と工夫による取り組みを推進することで農業及び農村の維持・活性化を図るものです。

○**農業復旧対策事業費補助金交付事業 2,843万5千円**

平成26年度における大雪災害により、ビニールハウス等農業生産施設の倒壊等、本町農業の生産基盤に甚大な影響を及ぼす被害からの早期復旧を支援します。

➤ **6-1-4 畜産業費 (3,184万1千円) 農林振興課**

畜産業への助成金や石東畜産診療所対策協議会への負担金、畜産業にかかる河川の水質検査に要する経費が含まれます。

○**畜産クラスター事業 2,900万円**

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制整備を支援します。

畜産競争力強化整備事業として、畜産競争力強化に資する施設の整備を支援します。

➤ 6-1-5 農地費 (3億7,181万円)

建設課 (95-1120) (IP:050-5207-3015)

水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

農業施設整備や土地改良区償還金に対する補助、農道の維持管理、農業集落排水事業に必要な経費などです。

○下水道事業特別会計繰出金 2億9,356万円 水道課

下水道事業の内、農業集落排水の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○県営中山間地域総合整備事業費 3,600万円 建設課

県が行う中山間整備事業に対する町の負担金です。(負担率は事業費の15%)

➤ 6-1-6 農業基盤整備費 (5,930万円) 建設課

農道和田線、後木屋線の改良及び県営農道保全事業の負担金です。

○団体営農業基盤整備促進事業 1,640万円

農業競争力の強化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を支援するもので、排水路・農作業道・土層改良・暗渠排水等の整備を行います。

➤ 6-1-7 施設整備管理費 (447万4千円)

農林振興課

商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

瑞穂地域の下田所農産物処理加工施設と出羽ふれあい公園、羽須美地域の上田農作業準備休憩施設と阿須那婦人若者等活動施設等の管理費です。

➤ 6-1-8 地籍調査事業費 (1億3,770万5千円)

総務課 (95-1111) (IP:050-5207-3000)

山林を中心に、不明確になっている土地の境界を確定するための事業です。現地で境界を確定する作業から確定した境界の測定の委託、完成した地図を使いやすい形で保管するための経費までが含まれます。完了していない地区のある瑞穂地域、石見地域で行います。

➤ 6-2-1 林業総務費 (26万円) 農林振興課

林業振興関係団体の負担金などです。

➤ 6-2-2 林業振興費 (1億7,901万円) 農林振興課

森林総合研究所や県林業公社からの委託および町が独自に行う造林や森林整備事業、町産材の利用促進、担い手確保に要する経費です。

○江の川共販市場拡張事業 3,376万7千円

昨年度に引き続き、バイオマス発電所へ供給する燃料用木質チップを製造するための施設整備を行う事業です。今年度予算では舗装工事を行い、施設整備が完了するため、発電所へのチップ供給を始めます。

➤ 6-2-3 林道維持費 (567万9千円) 建設課

林道の維持管理に要する経費です。

➤ 6-2-4 林道整備費 (1,000万円) 建設課

林道の新設・改良に要する経費です。県事業である三坂小林線の改良事業の負担金です。

7 款 商工費 (5 億 2,288 万 1 千円 対前年度△4 億 1,132 万 5 千円)

➤ 7-1-1 商工総務費 (4,128 万 4 千円)

商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

主に商工観光課職員の人件費です。

➤ 7-1-2 商工業振興費 (8,376 万 1 千円) 商工観光課

商工会の運営助成や中小企業に対する優遇融資を行う機関に対する補助のほか、農商工連携サポートセンターの事業費です。

○農商工等連携サポートセンター事業 5,996 万 4 千円

農商工等連携サポートセンターは邑南町の農林商工等連携ビジョンに基づいて平成 23 年 10 月に設立されました。

関係機関と連携しながら、商品開発、販路拡大、雇用拡大等の施策を行います。また、国の地域おこし協力隊制度を活用し、邑南町での定住に結び付けるための人材育成の取組みとして、耕すシェフ・地域クリエイター等の研修事業を実施します。

○食の学校運営事業 977 万 7 千円

平成 25 年度に食に関する研究拠点施設として整備した「食の学校」の運営費です。

○コミュニティビジネス支援事業 460 万円

中小企業の積極的な事業展開を支援するために、地域商業活性化支援事業(小売店等持続化支援事業、移動販売支援事業等)、邑南町農林商工チャレンジ支援事業(販路開拓事業、中小企業組織化促進事業等)を行います。

➤ 7-1-3 観光費 (3 億 9,783 万 6 千円) 商工観光課

邑南町の宣伝や観光・特産イベントの開催、観光協会への補助のほか観光地・観光施設の管理運営費が含まれます。

ここで管理運営費を支出しているのは断魚溪、千丈溪、深篠川キャンプ場、いこいの村、香木の森、中国自然歩道(萩原山断魚溪コース)、道の駅瑞穂、軍原キャンプ場、わんぱく館、ほたるの館、はすみリゾートセンター、はすみ交流センターです。指定管理を行っている施設の委託料も含んだ額となっています。

○邑南町観光協会補助 1,288 万 4 千円

○サテライトオフィス管理費 279 万 5 千円

東京にある邑南町サテライトオフィスの運営費です

○田舎ツーリズム推進事業 224 万 5 千円

○いこいの村耐震補強事業 2 億 8,978 万 9 千円

8 款 土木費 (8 億 5,437 万 1 千円 対前年度+4,687 万 5 千円)

➤ 8-1-1 土木総務費 (3,644 万 3 千円)

建設課 (95-1120) (IP:050-5207-3015)

建設課全般の事務費、各種期成同盟などへの負担金および生活道路の整備に対する補助金となっています。また、担当職員の人件費も含まれます。

➤ 8-1-3 下水道費（1億8,323万8千円）

水道課（95-1118）（IP:050-5207-3017）

下水道事業の内、特定環境保全公共下水道の町負担分や収入不足を補うための経費です。

➤ 8-2-1 道路橋りょう総務費（486万9千円） 建設課

道路台帳、橋りょう台帳の管理費です。

➤ 8-2-2 道路維持費（1億2,921万9千円） 建設課

道路の修繕費のほか除雪作業の委託や除雪車両の維持管理といった除雪にかかる経費、トンネルなどの照明・融雪装置の電気代、修繕費が含まれます。

○除雪費 8,361万3千円

○除雪機整備事業 1,030万円

➤ 8-2-3 道路新設改良費（2億4,849万8千円） 建設課

国道や県道の改良事業の負担金や町道の新設や改良にかかる経費です。今年度は以下の路線を予定しています。

◇ 県道浜田作木線等改良事業負担金

◇ 町道高見宇都井線

◇ 町道判場川角線

◇ 町道中ノ原新山線

◇ 町道西日向線

◇ 町道和田線

◇ 町道片田善教寺原線

◇ 町道郡山陣ヶ迫線

◇ 町道中ノ原新山線：中ノ原工区

◇ 町道伏谷線災害防除

◇ 町道石見中央線災害防除

◇ 町道田代有安線

◇ 町道桜井泊里線

➤ 8-2-5 橋りょう新設改良費（3,800万円） 建設課

町道橋りょうの長寿命化を図るための改修工事や点検を行います。

○橋りょう長寿命化事業（町道橋点検）1,910万円

道路法の改正により、町道橋を5年に一度近接目視の方法により点検するものです。

➤ 8-3-1 河川総務費（599万7千円） 建設課

河川浄化のための工事費や浄化活動への補助金、羽須美地域にある自動堰や揚水機場の管理費となっています。

➤ 8-3-3 河川維持費（900万円） 建設課

河川に堆積した土砂の撤去を行います。

➤ 8-4-1 住宅管理費（6,305万4千円） 建設課

主に町営住宅の管理に要する経費です。設備の点検や修繕のための経費のほか、家賃補助などの経費を含みます。また、昨年度に引き続き既存の公営住宅の給湯設備や段差解消等の改修を行います。対象は段の原団地です。

- 8-4-2 住宅建設費 (9,781万8千円) 建設課
 - 公営住宅建設費 (森実住宅) 4,931万8千円
石見地域中野地内に1棟2戸の住宅を建設します。
 - 公営住宅建設費 (布施住宅) 4,850万円
瑞穂地域布施地内に1棟2戸の住宅を建設します。
- 8-4-3 住宅政策費 (3,823万5千円) 建設課 定住促進課
 - 賃貸住宅建設補助事業 2,000万円
民間の行う賃貸住宅の建設に対して単身用1戸当たり400万円、世帯用1戸当たり500万円を上限に補助します。
 - 集落振興対策助成事業 1,028万5千円
UIターン住宅相談に係る費用や、50歳以下の生計中心者が、3世代同居を目的とし、または高齢化比率45%以上の集落に定住するなど家の新築、増改築をされる場合、その費用の一部を補助します。
 - 空き家改修事業 650万円
空き家登録された空き家にUIターン者が入居する場合の空き家改修費や自ら所有する又は借り上げて管理する空き家をUIターン者に貸し出す場合の改修費用の一部を補助します。
 - 住宅・建築物耐震化促進事業 145万円
民家(木造)の耐震診断、耐震設計、耐震改修費の一部を補助します。

9款 消防費 (4億4,571万6千円 対前年度△217万3千円)

危機管理課 (95-0810) (IP:050-5207-3003)

- 9-1-1 常備消防費 (3億2,501万3千円)
江津邑智消防組合への負担金です。
- 9-1-2 非常備消防費 (6,592万円)
消防団団員の人件費や遺族補償年金、消防団の出動や訓練にかかる経費です。
- 9-1-3 消防設備費 (3,330万1千円)
消防車や防火水槽などの設備の整備や維持管理にかかる経費です。
 - 防火水槽設置事業 1,240万円
耐震性貯水槽(防火水槽)の整備を行います。
 - 消防車庫建設事業 1,110万9千円
消防車庫の整備を行います。
- 9-1-4 防災費 (2,148万2千円)
県の総合防災システム等の情報通信機器に係る経費や防災会議などの経費です。
 - 防災士養成事業 122万6千円
町民の防災士資格の取得を支援します。

○自主防災組織啓発事業費 97万4千円

○災害備蓄品整備事業 179万7千円

10 款 教育費 (9億7,941万7千円 対前年度△3,684万2千円)

➤ 10-1-1 教育委員会費 (176万7千円)

学校教育課 (83-1126) (IP:050-5207-5250)

教育委員の報酬と、教育委員会開催のための経費のほか、会議や研修のための旅費が含まれます。

➤ 10-1-2 事務局費 (9,167万5千円) 学校教育課

学校教育課の事務経費に加え、小中学校を対象に行う講演会の講師謝金、学校用地の借地料や外国語指導助手 (ALT) にかかる経費などが含まれます。また、職員の人件費も含みます。

○教師力向上対策事業 233万6千円

教師力向上のための研修を行います。

○指導主事配置費 239万3千円

県教育委員会から指導主事の派遣を受けています。

○スクールソーシャルワーカー活用事業 113万6千円

いじめ対策や不登校の支援のためのスタッフを配置します。

➤ 10-1-3 スクールバス運営費 (1億352万9千円) 学校教育課

スクールバスの管理、運行にかかる経費です。

➤ 10-1-4 教職員住宅管理費 (1,039万円) 学校教育課

➤ 10-1-5 学校給食費 (1億5,221万6千円) 学校教育課

学校給食を提供するための経費で、ほとんどが学校給食会への補助金になっています。他には給食審議会に要する経費、給食費の口座振替に要する経費、給食センターの設備更新のための経費となっています。

○西給食センター設備改修事業 2,505万6千円

西給食センターの空調設備を改修します。

➤ 10-2-1 学校管理費 (小学校) (1億3,108万6千円) 学校教育課

町内小学校の運営にかかる経費です。学校で使う消耗品の購入や学校医の報酬、校務員と図書館司書の人件費、校外活動の補助金などがあります。

○低学年複式・学習・生活支援事業 (小学校) 2,487万5千円

複式学級がある小規模校に低学年複式支援員を配置。また、必要に応じ学習支援員、生活支援員を配置します。

➤ 10-2-2 教育振興費 (小学校) (1,623万1千円) 学校教育課

○子ども読書活動推進事業 (小学校) 819万8千円

各小学校に図書館司書を配置します。

➤ 10-2-3 学校建設費 (小学校) (3,376万円) 学校教育課

○石見東小学校改修工事 2,876万円

平成27年度は体育館の床の改修を行い、平成28年度以降で体育館屋根や校舎の改修を行います。

○瑞穂小学校校舎改修事業 300 万円

特別教室の床を改修します。

- 10-3-1 学校管理費（中学校）（5,532 万 1 千円） 学校教育課

町内中学校の運営にかかる経費です。

- 10-3-2 教育振興費（中学校）（916 万 9 千円） 学校教育課

○子ども読書活動推進事業（中学校） 302 万円

各中学校に図書館司書を配置します。

- 10-3-3 学校建設費（中学校）（168 万円） 学校教育課

○羽須美中学校電気系統改修事業 168 万円

- 10-4-1 社会教育総務費（8,753 万 3 千円）

生涯学習課（83-1127）（IP:050-5207-5100）

町民大学やふるさと探検隊、成人式などにかかる経費、生涯学習課の事務経費などが含まれます。職員の人件費も含まれます。

- 10-4-2 公民館費（1 億 6,167 万 2 千円） 生涯学習課

各公民館の管理費や公民館長、公民館主事の人件費が含まれます。

- 10-4-3 図書館費（1,965 万 7 千円） 生涯学習課

町立図書館本館および各分館の管理運営費です。読書ボランティア研修講師・読み聞かせ団体への謝金やブックスタート事業に要する経費も含まれます。図書館長や司書の人件費も含みます。

- 10-4-4 社会教育施設費（4,400 万 9 千円） 生涯学習課

郷土館、元気館、青少年旅行村、久喜林間学舎などの管理運営にかかる経費です。

- 10-4-5 文化財保護費（3,716 万 5 千円） 生涯学習課

発掘調査や文化財の管理、ハンザケ自然館運営委託に要する経費です。

○久喜大林銀山発掘調査費 802 万 2 千円

平成 24 年度から久喜大林銀山全体の調査を行っています。

- 10-4-6 地域振興費（20 万円） 生涯学習課

夢づくりプランに要する経費です。

- 10-5-1 保健体育総務費（775 万 7 千円） 生涯学習課

主にスポーツ推進委員への報酬や町体育協会への補助金です。加えてスポーツ教室や大会に要する経費も含まれます。

- 10-5-2 体育施設費（1,460 万円） 生涯学習課

体育館や野球場、グラウンドをはじめとする運動施設の維持管理費です。

11 款 災害復旧費（2 億 1,685 万 8 千円 対前年度△13 億 9,949 万 3 千円）

建設課（95-1120）（IP:050-5207-3015）

災害復旧対策室（95-3020）（IP:050-5207-3015）

- 11-1-4 農林水産施設災害復旧管理費（6,349 万 2 千円）

- 11-2-1 公共土木災害復旧費（1 億 1,416 万 8 千円）

- 11-2-2 公共土木災害復旧管理費（3,919 万 8 千円）

平成 25 年 8 月 24 日豪雨災害の復旧事業費です。平成 27 年度中の完了を目指して工事を進めています。

12 款 公債費 (19 億 1,796 万 4 千円 対前年度△1 億 5,975 万 9 千円)

企画財政課 (95-1119) (IP:050-5207-3004)

- 12-1-1 元金 (17 億 5,052 万 2 千円)
- 12-1-2 利子 (1 億 6,744 万 2 千円)

町の借金である町債の償還に必要な経費です。徐々に減少していく見込みです。

98 款 予備費 (3,000 万円 前年度と同額)

不測の事態に備えて予備費を計上しています。

4. 特別会計予算

それぞれの特別会計を担当する課ごとにまとめました。特別会計はそれぞれ独自の財源を持っており、その収入により事業を行います。

● 町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

➤ 国民健康保険事業特別会計(16億2,000万円)

国民健康保険税や国・県の負担金、一般会計からの繰出金をもとに国民健康保険の事業を行うための会計です。医療費の給付のほか、出産育児一時金や葬祭費等の支給、運動教室や特定健康診査といった事業を行っています。また、直営診療所事業会計や後期高齢者医療事業への支援も行っています。

なお、国民健康保険税の賦課徴収は税務課が行っています。

➤ 国民健康保険直営診療所事業特別会計(6,400万円)

阿須那、井原、日貫の診療所の運営を行う会計です。診療報酬、個人負担金および一般会計・国民健康保健事業特別会計からの繰入金により運営されています。

➤ 後期高齢者医療事業特別会計(3億4,900万円)

75歳以上の方の医療を行う会計です。実際の医療給付などは県下全市町村で構成する島根県後期高齢者医療事業広域連合が行っています。加入者からの保険金のほか、国・県の負担金、一般会計・国民健康保険事業特別会計からの繰入金により運営されています。

● 水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

➤ 簡易水道事業特別会計(6億8,800万円)

利用者からの使用料をもとに、上水の供給や施設の維持管理を行う会計です。使用料のほか、一般会計からの繰入金を財源としています。また、水道管の延伸や施設の新設改良にはこれらに加えて町債も財源としています。

➤ 下水道事業特別会計(9億3,200万円)

生活排水等の衛生的な処理を行う事業のための会計です。下水管により排水を処理施設まで送るものと、浄化槽の設置、管理を行うものの2種類の事業を行っています。簡易水道事業特別会計と同様に使用料と一般会計からの繰入金、管路の延伸や施設の新設改良についてはこれらに加えて町債を財源としています。

● 総務課情報推進室(83-1125) (IP:050-5207-5555)

➤ 電気通信事業特別会計(4億6,000万円)

利用者からの使用料をもとに、おおなんケーブルテレビの運営を行うための会計です。使用料に加え、一般会計からの繰入金も財源としています。